

答申第 86 号
令和5年1月31日

青森県教育委員会 殿

青森県情報公開・個人情報保護審査会
会 長 森 雄 亮

青森県情報公開条例第17条第1項の規定による諮問について（答申）

令和4年10月14日付け青教ス第774号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

結核定期健康診断報告書についての不開示決定処分に対する審査請求についての諮問

答 申

第 1 審査会の結論

青森県教育委員会（以下「実施機関」という。）が、対象となった行政文書につき、これを保有していないとして不開示としたことは、妥当である。

第 2 諮問事案の概要

1 行政文書開示請求

審査請求人は、令和 4 年 6 月 29 日、実施機関に対し、青森県情報公開条例（平成 11 年 12 月 青森県条例第 55 号。以下「条例」という。）第 5 条の規定により、「弘前工業高等学校に関し、学校保健安全法、労働安全衛生法又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の規定に基づいて令和 4 年 4 月 1 日から 4 月 30 日までに職員又は生徒を対象に実施したいわゆる健康診断について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 53 条の 7 第 1 項の規定に基づいて、弘前保健所長に令和 4 年 5 月 10 日までに提出した感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第 27 条の 5 第 1 項各号に関する資料」（以下「本件対象文書」という。）について、行政文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、本件開示請求に対し、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 53 条の 7 に基づく定期の健康診断の報告について、「青森県結核予防業務の手引き」により、4 月から 12 月に実施した定期の健康診断の結果を翌年 1 月 10 日までに管轄する保健所長に報告することとしており、現時点では 4 月に実施した健康診断に係る報告を行っていないため。」として不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、令和 4 年 7 月 7 日、審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、令和 4 年 9 月 3 日、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 本件審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、更に対象文書を特定し、新たに行政文書を開示するとの裁決を求める。

2 本件審査請求の理由

本件審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね次のとおりである。

(1) 結核とは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第3項第2号に掲げられた「二類感染症」である。

弘前工業高等学校の学校長は、同法第53条の2第1項及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令（平成10年政令第420号）第12条第1項の規定により、教職員及びいわゆる1年生の生徒に対して、同法の規定に基づく健康診断を実施しなければならない。

(2) 本件対象文書は、感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成10年厚生省令第99号）第27条の5第1項各号に関する資料であり、健康診断実施日を含む月の翌月10日までに、弘前保健所あてに提出すべき文書である。

とりわけ、いわゆる1年生の生徒を対象にした同令第27条の2第1項の「^{かくたん}喀痰検査、胸部エックス線検査、聴診、打診その他必要な検査」は、一般的に、年度の初期に、通常、各年の4月1日から4月30日までには実施されているものと予想している。

よって、同令第27条の5第1項第1号から第3号までの事項の資料は、法定の提出期限である令和4年5月10日までには、弘前保健所に提出されているはずである。

(3) よって、本件処分の「行政文書を開示しない理由」の主張は不合理であり、本件処分では対象文書の特定が不十分である。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が主張している本件処分の理由は、弁明書によると、おおむね次のとおりである。

本県の結核予防業務を主管する健康福祉部保健衛生課に確認したところ、「青森県結核予防業務の手引き」に基づき、従来どおり4月から12月までに実施した健康診断の結果は翌年1月10日までに、1月から3月までに実施した健康診断の結果は4月10日までに報告するように指示されたところであり、県立弘前工業高等学校での取扱いは本県の主管課の取扱いに即していることが確認されている。

なお、同校では4月1日から12月31日までに実施する健康診断が早期に終了したことから、令和4年9月12日付けで弘前保健所に報告済みである。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、県民の県政についての知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利につき定めたものであり（第1条）、条例では、「実施機関は、行政文書の開示を請求する権利が十分に尊重されるように、この条例を解釈し、及び運用しなければならない。」と定められている（第3条）。

この趣旨から、当審査会は、「原則開示」の理念に立って条例を解釈し、本件処分が妥当か否かについて、諮問事案の内容に即し、個別、具体的に判断するものである。

2 本件対象文書の保有の有無について

本件対象文書の保有は、令和4年4月1日から同月30日までの間に県立弘前工業高等学校の職員又は生徒を対象として実施した結核に係る定期の健康診断の結果が、同年5月10日までに弘前保健所長に提出されていることが前提となる。

この点、実施機関によれば、同校では、結核予防業務に係る県主管課の取扱いに即し、従来どおり4月から12月までに実施した結核に係る定期の健康診断の結果については翌年1月10日までに報告することとしており、令和4年4月1日から同年12月31日までに実施する健康診断については、これが早期に終了したことから、同年9月12日付けで弘前保健所に報告を行ったとしている。

その他、同年4月1日から同月30日までの間に同校で実施された結核に係る定期の健康診断について、同年5月10日までに弘前保健所長に感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第27条の5第1項各号に掲げる事項に関する資料が提出されたことをうかがわせるに足りる事情はない。

したがって、実施機関において、本件対象文書を保有しているとは認められない。

3 結論

以上のとおり、実施機関において、本件対象文書を保有しているとは認められないことから、本件対象文書を不開示としたことは妥当である。

よって、第1のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過の概要は、別記のとおりである。

別記

審査会の処理経過の概要

年 月 日	処 理 内 容
令和4年10月14日	・実施機関からの諮問書を受理した。
令和4年11月28日	・実施機関からの弁明書を受理した。
令和4年12月23日 (第141回審査会)	・審査を行った。
令和5年1月27日 (第142回審査会)	・審査を行った。

(参考)

青森県情報公開・個人情報保護審査会委員名簿（五十音順）

氏 名	役 職 名 等	備 考
伊藤 健	国立大学法人弘前大学人文社会科学部助教	
加藤 徳子	消費生活アドバイザー	
香取 真理	公立大学法人青森公立大学経営経済学部教授	
熨斗 佑城	弁護士	会長職務代理者
森 雄亮	弁護士	会長

（令和5年1月31日現在）